

○ 四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十四号）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第二条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〇三十五 (略)</p> <p>三十六 金融商品 財務諸表等規則第八条第四十一項に規定する金融商品をいう。</p> <p>三十七 資産除去債務 財務諸表等規則第八条第四十二項に規定する資産除去債務をいう。</p> <p>(四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に関する記載)</p> <p>第十条 連結の範囲に関する事項その他四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項（連結財務諸表の作成に当たって適用されるものに応じて適用されているものをいう。）を変更した場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を四半期連結キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならぬ。ただし、第二号に掲げる事項については、四半期連結財務諸表の他の箇所当該事項が記載されている場合には、その旨を記載することにより記載を省略することができる。</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〇三十五 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に関する記載)</p> <p>第十条 連結の範囲に関する事項その他四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項（連結財務諸表の作成に当たって適用されるものに応じて適用されているものをいう。）を変更した場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を四半期連結キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならぬ。</p>

一 (略)

二 前連結会計年度末における開示対象特別目的会社（財務諸表等規則第八条の九第二号に規定する開示対象特別目的会社をいう。以下この号において同じ。）の概要、開示対象特別目的会社との取引の概要及び取引金額その他の重要な事項に係る記載と比較して重要な変更又は著しい変動が認められた場合、その内容

三 五 (略)

2 当四半期連結会計期間（当連結会計年度の第二・四半期（連結会計年度における最初の四半期の次の四半期をいう。以下この項において同じ。）以降の四半期連結会計期間に限る。）において自発的に会計処理の原則及び手続について変更を行った場合には、前項第三号に定める事項の記載に加え、第二・四半期以降に変更した理由及び当該変更が直前の四半期連結会計期間における四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表に与えている影響額を記載しなければならない。

3 (略)

4 前三項（第一項第一号、第四号及び第五号を除く。）の場合において適時に、正確な影響額を算定することが困難な場合には、適当な方法による影響の概算額を記載することができる。

5 (略)

（金融商品に関する注記）

第十五条の二 金融商品については、当該金融商品に関する四半期連

一 (略)

（新設）

二 四 (略)

2 当四半期連結会計期間（当連結会計年度の第二・四半期（連結会計年度における最初の四半期の次の四半期をいう。以下この項において同じ。）以降の四半期連結会計期間に限る。）において自発的に会計処理の原則及び手続について変更を行った場合には、前項第二号に定める事項の記載に加え、第二・四半期以降に変更した理由及び当該変更が直前の四半期連結会計期間における四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表に与えている影響額を記載しなければならない。

3 (略)

4 前三項（第一項第一号、第三号及び第四号を除く。）の場合において適時に、正確な影響額を算定することが困難な場合には、適当な方法による影響の概算額を記載することができる。

5 (略)

（新設）

結算貸借対照表の科目ごとに、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、四半期連結貸借対照表計上額その他の金額に前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められる場合には、四半期連結貸借対照表の科目ごとの四半期連結貸借対照表日における四半期連結貸借対照表計上額、時価及び当該四半期連結貸借対照表計上額と当該時価の差額並びに当該時価の算定方法を注記しなければならない。ただし、適時に、正確な金額を算定することが困難な場合には、概算額を記載することができる。

2 | 前項の規定にかかわらず、四半期連結貸借対照表日における時価を算定することが困難な場合には、同項に定める事項に代えて、その旨、その理由、当該金融商品の概要及び四半期連結貸借対照表計上額を記載することができる。

(有価証券に関する注記)

第十六条 前条に定める事項のほか、有価証券(次の各号に掲げる有価証券に限る。)については、当該有価証券が企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、当該有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額に前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められる場合には、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、適時に、正確な金額を算定することが困難な場合には、概算額を記載することができる。

一・二 (略)

(有価証券に関する注記)

第十六条 有価証券(次の各号に掲げる有価証券に限る。)については、当該有価証券が企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、当該有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額に前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められる場合には、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、適時に、正確な金額を算定することが困難な場合には、概算額を記載することができる。

一・二 (略)

(デリバティブ取引に関する注記)

第十七条 第十五条の二に定める事項のほか、デリバティブ取引（ヘッジ会計が適用されているものは除くことができる。）については、当該取引が企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、当該取引の契約額その他の金額に前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められる場合には、通貨、金利、株式、債券及び商品その他の取引の対象物の種類ごとの四半期連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益を注記しなければならない。ただし、適時に、正確な金額を算定することが困難な場合には、概算額を記載することができる。

2 (略)

(資産除去債務に関する注記)

第二十七条の二 資産除去債務については、次の各号に掲げる資産除去債務の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。

一 資産除去債務のうち企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、当該資産除去債務の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額に前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められるもの

イ 変動の内容

ロ 当四半期連結累計期間における資産除去債務の総額の増減

(デリバティブ取引に関する注記)

第十七条 デリバティブ取引（ヘッジ会計が適用されているものは除くことができる。）については、当該取引が企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、当該取引の契約額その他の金額に前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められる場合には、通貨、金利、株式、債券及び商品その他の取引の対象物の種類ごとの四半期連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益を注記しなければならない。ただし、適時に、正確な金額を算定することが困難な場合には、概算額を記載することができる。

2 (略)

(新設)

二 資産除去債務のうち四半期連結貸借対照表に計上していないもの
の 当該資産除去債務の金額を合理的に見積ることができないた
め四半期連結貸借対照表に計上していない旨、その理由及び当該
資産除去債務の概要

(注記の方法)

第二十八条 (略)

2 第二十七条の規定による注記は、前項の規定にかかわらず、四半期連結キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。この場合において第十条から第十二条までの規定による記載は、これらの規定にかかわらず、第二十七条の規定による注記の次に記載しなければならない。

3 (略)

(流動資産の区分表示)

第三十五条 流動資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、当該項目に属する資産の金額が資産の総額の百分の一以下のもので、他の項目に属する資産と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

一〜三 (略)

四 商品及び製品(半製品を含む。)

(注記の方法)

第二十八条 (略)

2 前条の規定による注記は、前項の規定にかかわらず、四半期連結キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。この場合において第十条から第十二条までの規定による記載は、これらの規定にかかわらず、前条の規定による注記の次に記載しなければならない。

3 (略)

(流動資産の区分表示)

第三十五条 流動資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、当該項目に属する資産の金額が資産の総額の百分の一以下のもので、他の項目に属する資産と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

一〜三 (略)

四 商品

五| 仕掛品

六| 原材料及び貯蔵品

(削る)

(削る)

七| (略)

2 (略)

3 第一項第七号に掲げる資産のうち、その金額が資産の総額の百分の十を超えるもの又は資産の総額の百分の十以下であっても区分して表示することが適切であるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもって別に掲記しなければならない。

4 第一項の規定にかかわらず、同項第四号から第六号までに掲げる資産については、たな卸資産の科目をもって一括して掲記することができる。この場合においては、当該項目に属する資産の科目及びその金額を注記しなければならない。

(無形固定資産の区分表示)

第四十条 (略)

2・3 (略)

(削る)

(各負債の範囲)

第四十八条 財務諸表等規則第四十七条から第四十八条の四まで及び

五| 製品(副産物及び作業くずを含む。)

六| 半製品

七| 原材料(購入部分品を含む。)

八| 仕掛品(半成工事を含む。)

九| (略)

2 (略)

3 第一項第九号に掲げる資産のうち、その金額が資産の総額の百分の十を超えるもの又は資産の総額の百分の十以下であっても区分して表示することが適切であるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもって別に掲記しなければならない。

4 第一項ただし書の規定により一括して掲記する場合においては、当該項目に属する資産の科目及びその金額を注記しなければならない。

(無形固定資産の区分表示)

第四十条 (略)

2・3 (略)

4| 第三十五条第四項の規定は、第一項第一号に掲げる項目に属する資産について準用する。

(各負債の範囲)

第四十八条 財務諸表等規則第四十七条から第四十八条の三まで及び

第五十一条から第五十一条の四までの規定は、流動負債及び固定負債の範囲について準用する。この場合において財務諸表等規則第四十七条及び第四十八条の二から四十八条の四までの規定中「一年内」とあるのは「四半期連結決算日の翌日から起算して一年以内の日」と読み替えるものとする。

(流動負債の区分表示)

第四十九条 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、第四号に掲げる項目以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

一〜四 (略)

五 資産除去債務

六 (略)

2・3 (略)

4 第一項第六号に掲げる負債のうち、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の十を超えるもの又は負債及び純資産の合計額の百分の十以下であっても区分して表示することが適切であるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。

第五十一条から第五十一条の三までの規定は、流動負債及び固定負債の範囲について準用する。この場合において財務諸表等規則第四十七条、第四十八条の二及び第四十八条の三中「一年内」とあるのは「四半期連結決算日の翌日から起算して一年以内の日」と読み替えるものとする。

(流動負債の区分表示)

第四十九条 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、第四号に掲げる項目以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

一〜四 (略)

(新設)

五 (略)

2・3 (略)

4 第一項第五号に掲げる負債のうち、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の十を超えるもの又は負債及び純資産の合計額の百分の十以下であっても区分して表示することが適切であるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。

5 財務諸表等規則第五十四条の四の規定は、たな卸資産及び工事損失引当金の表示について準用する。

(固定負債の区分表示)

第五十条 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、第三号に掲げる項目以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもって一括して掲記することができる。

一～三 (略)

四 資産除去債務

五・六 (略)

2・3 (略)

4 前条第四項の規定は、第一項第六号に掲げる負債について準用する。

5 (略)

(削る)

5 第三十五条第四項の規定は、第一項各号(第四号を除く。)に掲げる負債について準用する。

(固定負債の区分表示)

第五十条 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、第三号に掲げる項目以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもって一括して掲記することができる。

一～三 (略)

(新設)

四・五 (略)

2・3 (略)

4 前条第四項の規定は、第一項第五号に掲げる負債について準用する。

5 (略)

6 第三十五条第四項の規定は、第一項各号(第三号を除く。)に掲げる負債について準用する。

○ 四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十四号）

改正案

現行

様式第四号 【四半期連結貸借対照表】		様式第四号 【四半期連結貸借対照表】	
	(単位：円)		(単位：円)
	当第 四半期 連結会計期間末 (平成 年 月 日)	当第 四半期 連結会計期間末 (平成 年 月 日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成 年 月 日)
資産の部		資産の部	
流動資産		流動資産	
現金及び預金	×××	現金及び預金	×××
受取手形及び売掛金 (純額)	×××	受取手形及び売掛金 (純額)	×××
有価証券	×××	有価証券	×××
商品及び製品	×××	商品	×××
仕掛品	×××	製品	×××
原材料及び貯蔵品	×××	半製品	×××
(削除)		原材料	×××
(削除)		仕掛品	×××
その他	×××	その他	×××
流動資産合計	×××	流動資産合計	×××
固定資産		固定資産	
有形固定資産	×××	有形固定資産	×××
無形固定資産		無形固定資産	
のれん	×××	のれん	×××
その他	×××	その他	×××
無形固定資産合計	×××	無形固定資産合計	×××
投資その他の資産	×××	投資その他の資産	×××
固定資産合計	×××	固定資産合計	×××
繰延資産	×××	繰延資産	×××
資産合計	×××	資産合計	×××
負債の部		負債の部	
流動負債		流動負債	
支払手形及び買掛金	×××	支払手形及び買掛金	×××
短期借入金	×××	短期借入金	×××
未払法人税等	×××	未払法人税等	×××
引当金	×××	引当金	×××
資産除去債務	×××	(新設)	×××
その他	×××	その他	×××
流動負債合計	×××	流動負債合計	×××
固定負債		固定負債	
社債	×××	社債	×××
長期借入金	×××	長期借入金	×××

引当金	×××	×××
資産除去債務	×××	×××
負ののれん	×××	×××
その他	×××	×××
固定負債合計	×××	×××
負債合計	×××	×××
純資産の部		
株主資本		
資本金	×××	×××
資本剰余金	×××	×××
利益剰余金	×××	×××
自己株式	△××	△××
株主資本合計	×××	×××
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	×××	×××
繰延ヘッジ損益	×××	×××
土地再評価差額金	×××	×××
為替換算調整勘定	×××	×××
.....	×××	×××
評価・換算差額等合計	×××	×××
新株予約権	×××	×××
少数株主持分	×××	×××
純資産合計	×××	×××
負債純資産合計	×××	×××

引当金	×××	×××
(新設)		
負ののれん	×××	×××
その他	×××	×××
固定負債合計	×××	×××
負債合計	×××	×××
純資産の部		
株主資本		
資本金	×××	×××
資本剰余金	×××	×××
利益剰余金	×××	×××
自己株式	△××	△××
株主資本合計	×××	×××
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	×××	×××
繰延ヘッジ損益	×××	×××
土地再評価差額金	×××	×××
為替換算調整勘定	×××	×××
.....	×××	×××
評価・換算差額等合計	×××	×××
新株予約権	×××	×××
少数株主持分	×××	×××
純資産合計	×××	×××
負債純資産合計	×××	×××

(記載上の注意)
(略)

(記載上の注意)
(略)